

議案第九号

港区立福祉会館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十二年二月二十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立福祉会館条例の一部を改正する条例

港区立福祉会館条例（平成十三年港区条例第五十号）の一部を次のように改正する。
第二条の表を次のように改める。

名称	位置
港区立新橋福祉会館	東京都港区新橋六丁目四番二号
港区立芝公園福祉会館	東京都港区芝公園二丁目七番三号

別表を次のように改める。

別表（第九条関係）

備考 午前、午後及び夜間の利用時間には、準備及び整理に要する時間を含むものとする。
付 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(説明)

福祉会館がいきいきプラザに移行することに伴い、新橋福祉会館及び芝公園福祉会館以外の福祉会館を廃止するため、本案を提出いたします。